

工事一時中止に係るガイドライン(案)

平成29年10月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

目

1. ガイドライン策定の背景……………P 3
2. 工事の一時中止に係る基本フローP 6
3. 発注者の中止指示義務……………P 7
4. 工事を中止すべき場合…………… P 8
5. 中止の指示・通知……………P 9
6. 基本計画書の作成…………… P 10
7. 請負代金額又は工期の変更 ……P 11
 - ・請負代金額の変更
 - ・工期の変更

次

8. 増加費用の考え方……………P 12
 - (1) 本工事施工中に中止した場合
 - (2) 契約後準備工着手前に中止した場合
 - (3) 準備工期間に中止した場合
9. 増加費用の設計書及び
事務処理上の扱い… P 19
 - ・増加費用の設計書における扱い
 - ・増加費用の事務処理上の扱い
 - ・H26積算基準の適用範囲について
- 参考資料……………P 21
 - ・工事請負契約書
 - ・増加費用の費目と内容
 - ・工事の一時中止に係る手続き様式
 - ・工事一時中止に係る
ガイドライン(案)事例集

はじめに

公共土木工事では、受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければなりません。しかしながら一部において、一時中止指示を行っていない工事が見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や技術者の専任への支障が生じているといった指摘もあります。

北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会では、このような問題に対して受注者・発注者双方が工事の一時中止について適正な対応を行えるよう、平成20年5月に「工事一時中止に係るガイドライン(案)」を策定し、平成24年2月及び平成26年8月に改訂を行い、現在まで活用を図ってきたところです。

本ガイドライン(案)では、「工事を中止すべき場合」、「工期の変更について」、「増加費用の考え方」などの内容を掲載していますが、今回、土木工事積算基準書の改定に伴う時点修正を行うとともに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第4号及び第5号の適切な工期の確保等の発注者責任を踏まえ、作成しております。

今後も「工事一時中止に係るガイドライン(案)」が皆様に広く活用され、工事の一時中止に関して適正な対応が行えるよう期待しております。

平成27年5月

北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会長

1. ガイドライン策定の背景

◆工事発注の基本的考え方

○工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事発注の現状

○円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

◆現状における課題

○工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由等により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

○しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ガイドライン(案)の策定

○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うために本ガイドラインを参考として活用されたい。

◆工事施工を円滑化する「4点セット」の活用

発注時

★「条件明示の手引き（案）」

設計積算にあたって、工事内容に関する条件明示が必要な項目をチェックし明示を徹底する。

契約後

★「設計図書の照査ガイドライン（案）」

工事着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と協議するなど照査や責任の範囲を明確化する。

施工中

★「工事の一時中止に係るガイドライン（案）」

受注者の責に帰することができない理由により施工できなくなった場合は発注者に中止指示義務があり、工期・金額の変更について適正な対応を行う。

変更契約

★「工事設計変更ガイドライン（案）」

予め設計変更業務の改善を図るために、発注者、受注者が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要があり、その課題と留意点を取りまとめた。

◎ 以上、4セットを活用し、より一層の円滑な工事の執行を目指す ◎

(参考)あらかじめ工事着手することが困難であることが想定される場合は、下記の制度を有効に活用されたい。

1. 余裕工期

受注者の工事施工体制の整備を図り、もって事業の円滑な施行を確保するため建設資材、労働力確保などを事前に計画的に準備するための余裕期間を見込んだ早期契約制を採用することができる。

(実工事期間の30%を超えず、かつ、3ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を定めることができる)

○事業執行に関する措置について

昭和53年2月17日 建設省官技発第67号

改正平成3年4月12日 建設省技調発第108号 官房技術調査室長

2. 任意着手制度

北陸地方のような積雪寒冷地域では、冬期の工事施工が制約されるため、工事は無積雪期の6月～12月に集中していた。また、受注者から見ると工事発注時期を決めるのは発注者であり、工程に標準以上のゆとりがないため受注直後から厳しい工程管理を強いており、必ずしも効率的な施工体制が確保できない。

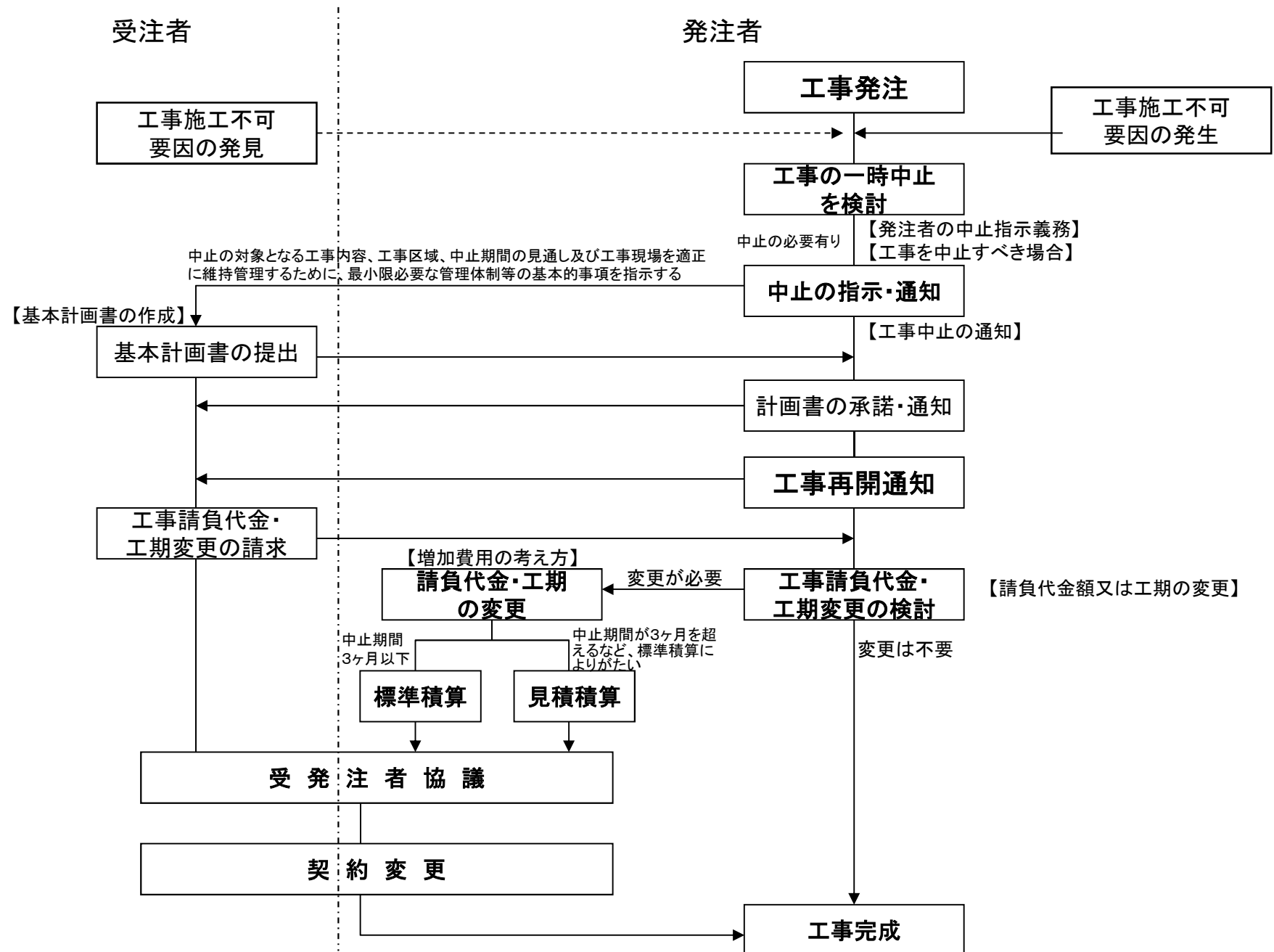
そこで、完成時期までに標準工期以上の余裕がある工事については、工事開始日を受注者が任意に選択できる「任意着手制度」を活用することができる。
(任意着手可能期間は1ヶ月以上4ヶ月以内で発注者が決定し、工事開始日は受注者が期間内で任意に決定する)

○任意着手制度実施要領について

平成8年4月22日 建北技管官第85号 技術管理課長

平成23年9月 設計要領[共通編]P2

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

◆受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。【関係法令：契約書第20条】

※主たる部分以外であっても、工事が施工できないと認められる場合には、中止を命じる必要がある。

◇受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合

◇受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる

◇このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる

◇発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある

◇工事請負契約書第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する

◇このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる

注) 1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、工事請負契約書（受注者の解除権）第48条1項二を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【関係法令：契約書第20条】

◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

【関係法令：契約書第20条】

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（工事請負契約書第16条）施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（工事請負契約書第18条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5. 中止の指示・通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【関係法令: 契約書第20条】
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

◆受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。【土木工事共通仕様書第1編1-1-1-13】
※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

記載内容

- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

7. 請負代金額又は工期の変更

- ◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

【関係法令：契約書第20条】

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

- ◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

- ◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
- 事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

- ◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

- ◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

- ◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

※工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰り越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること。

8. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

■ 増加費用の範囲

- ◆ 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇ 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事の再開準備に要する費用

- ◇ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工事体制の縮小に要する費用

- ◇ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

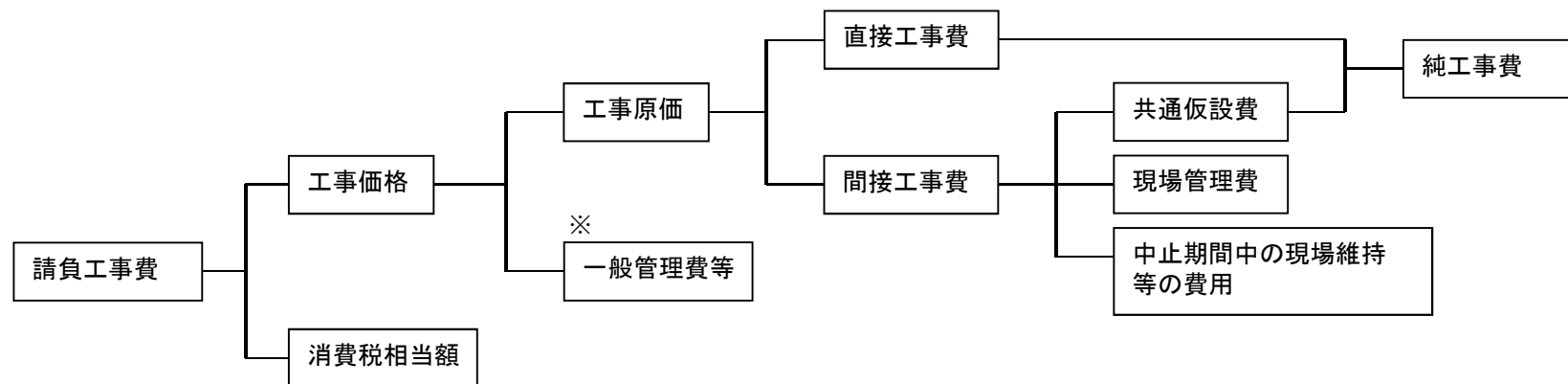
※ 本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

■増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費(仮設費を含む)及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に関する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注)・標準積算は工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可
・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

■増加費用の積算

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月※以下は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以下」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積(例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積)を徴収する。

注)増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)

◇中止期間中の現場維持等の費用(単位:円 1,000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg:一時中止に係る現場経費率(単位:% 少数第4位四捨五入3位止め)

J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円 1,000円未満切り捨て)

α :積上げ費用(単位:円 1,000円未満切り捨て)

一時中止に係る現場経費率(dg)

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N:一時中止日数(日) ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

A・B・a・b:各工種毎に決まる係数(別表-1)

◇土木工事標準積算基準書における入力項目

J:一時中止時点の契約上の純工事費 N:一時中止日数 R:労務単価 α :積上げ費用

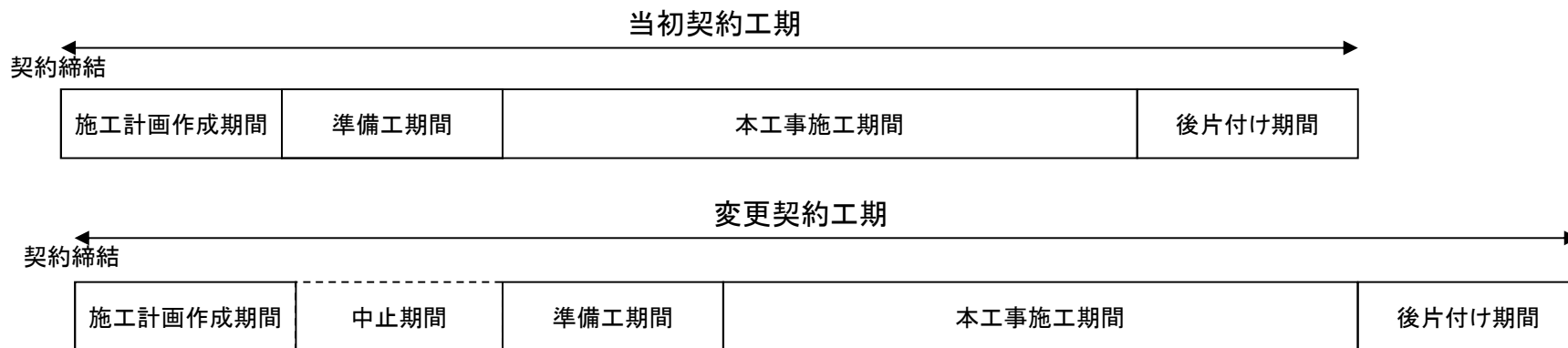
別表－１

工種区分		係数A			係数B	係数a	係数b
		地方部(一般交通等の影響なし)	地方部(一般交通等影響有)山間僻地 離島	市街地(DID地区・準ずる地区)			
河川工事		739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311
河川・道路構造物工事		180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
海岸工事		105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498
道路改良工事		339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348
鋼橋架設工事		550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607
PC橋工事		476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058
舗装工事		453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事		293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252
砂防・地すべり等工事		151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357
道路維持工事		96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933
河川維持工事		439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544
下水道工事	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事		244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740
コンクリートダム工事		351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998
フィルダム工事		508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440
電線共同溝工事		256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740

「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」
 平成4年3月19日付 建設省技調発第80号
 一部改定：平成26年3月14日付け 国官技第277号

(2) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆ 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇ 基本計画書の作成

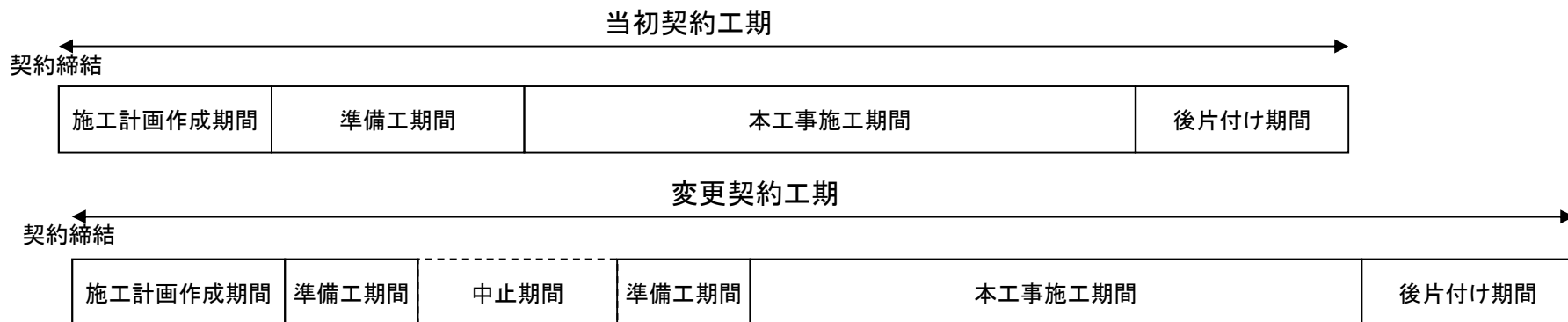
- 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇ 増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(3) 準備工期間に中止した場合

- ◆ 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し承諾を得る。

◇増加費用

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者が協議して決定する。(積算は受注者から見積を求め行う。)

9. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い ——

■増加費用の設計書における取扱い

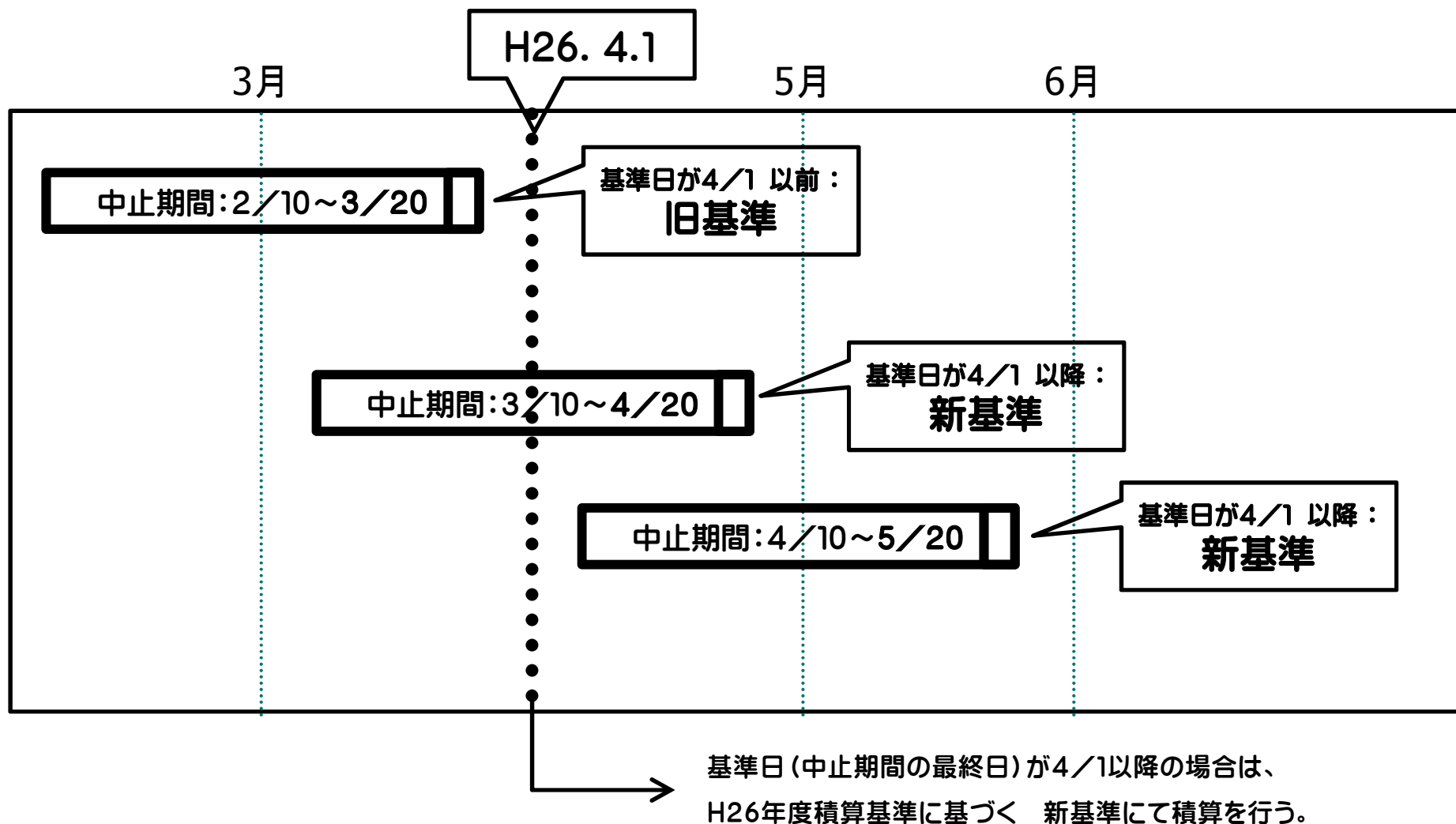
- ◆増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- ◆増し分費用は、受注者の請求があった場合に負担する
- ◆増し分費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

新基準による適用範囲（タイミング）については下記のとおりとする

中止期間の最終日を基準日として、適用基準を判断する



参考資料

(掲載されている契約書および共通仕様書の該当条項については、発注機関によって異なる場合がある)

■ 工事請負契約書

工事請負契約書 第20条(工事の中止)

1. 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて受注者の責めに帰すことがないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の一時中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
3. 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一部中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工事請負契約書 第16条(工事用地の確保等)

1. 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
2. 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3. 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
5. 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

工事請負契約書 第18条(条件変更等)

1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。
発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。
発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工事請負契約書 第48条(受注者の解除権)

1. 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
2. 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

■増加費用の費目と内容

増加費用の費目と内容

増し分費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1)現場における増し分費用【積上又は率により計上】

イ 材料費

①材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼動(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用

二 機械経費

①工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、管理費を含む。)

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

①工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

②大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ヘ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

①仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力・保安要員費を含む。)

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

①既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

②新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)

ヌ 役務費

①プラント敷地、材料置場等由敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

②電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増し分費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

力 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

②解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2)本支店における増し分費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3)消費税相当額

現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用

■工事の一時中止に係る手続き様式

『土木工事現場必携(北陸地方整備局)』より

※北陸地方整備局ホームページ[<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/hikkei/yousiki/yousiki.htm>]に掲載

(北陸地整版参考様式)

様式 No.49

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長 殿

〇〇河川国道事務所長

工事の中止について(申請)

1 工 事 名	工事
1 契 約 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
1 請 負 代 金 額	¥
1 工事着手年月日	
1 完 成 期 限	

上記工事について、下記により工事の施工の(注1)を一時中止されたく申請する。

記

- 1 中止期間
- 2 中止理由
- 3 再開時期が不確定な場合の再開時期についての意見
- 4 工事の進捗状況
- 5 工事の完成の見込みについての意見
- 6 契約書第20条第3項に定める工期若しくは請負代金額の変更及び損害賠償の必要の有無についての意見
- 7 中止箇所(注2)

注1：工事の施工の全部を中止する場合は文中に「全部」を、一部を中止する場合は文中に「一部」の語句を記入すること。

注2：一部を中止する場合は、中止箇所欄に中止する箇所を記載すること。

(北陸地整版参考様式)

様式 No.50

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者) 殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長 〇〇〇〇 印

分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局
〇〇河川国道事務所長 印

工事の中止について(通知)

工 事 名	工事
-------	----

平成〇〇年〇〇月〇〇日契約締結した上記工事について、下記により工事の施工の(注1)を一時中止するよう、契約書第20条第0項の規定に基づき通知する。
なお、再開予定日は平成〇〇年〇〇月〇〇日頃とするが再開の日は確定次第で通知する。

また、協議開始の日については再開の日が確定次第で通知する。

記

- 1 中止理由
- 2 中止年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 中止箇所(注2)

注1：工事の施工の全部を中止する場合は文中に「全部」を、一部を中止する場合は文中に「一部」の語句を記入すること。

注2：一部を中止する場合は、中止箇所欄に中止する箇所を記載すること。

（北陸地整版参考様式）

様式 No.51

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇事務所長 殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長 印

工事の中止について（通知）

工事名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった上記工事に係る標記について、別紙のとおり受注者に対して工事の施工を一時中止する旨通知したので通知する。

（北陸地整版参考様式）

様式 No.52

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長
〇 〇 〇 〇
分任支出負担行為担当官 殿
〇〇〇河川国道事務所長
〇 〇 〇 〇

受注者
住所
氏名 印

工事の一時中止に伴う基本計画書の提出について

請負工事契約書第20条第 項に基づく通知を受けたので、土木工事共通仕様書第〇編〇-〇-〇（工事の一時中止）〇。に基づき、下記工事に対する基本計画書を提出しますので、承諾願います。

記

- 1 工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇工事
- 2 工期 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 中止期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

(北陸地整版参考様式)

平成 年 月 日

(株) 殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長 野田 徹

工事の一時中止に伴う基本計画書について（承諾）

工事名 工事

平成 年 月 日付けで提出された上記工事の基本計画書については、
承諾します。

(北陸地整版参考様式)

様式 No.53

平成〇〇年〇〇月〇〇

日

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長 殿

〇〇〇河川国道事務所長 印

工事の再開について（申請）

1 工 事 名	
1 契 約 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
1 請 負 代 金 額	¥
1 受 注 者	
1 工事着手年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
1 中 止 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
1 完 成 期 限	平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで施工を中止した上記工事について、施工可能と認められるので下記により再開されたく申請する。

記

1 再開の時期	平成〇〇年〇〇月〇〇日
2 変更完成期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
3 変更工期などの工期完成見込みについての意見	
4 そ の 他	

(北陸地整版参考様式)

様式 No.54

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者) 殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長 〇〇〇〇 印

分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局
〇〇河川国道事務所長 印

工事の再開について（通知）

工 事 名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで工事の施工の一時中止を通知した上記工事について、施工可能と認められるので、下記により再開されたい。

なお、一時中止に伴う工期及び請負代金額の変更については別途協議する。

なお、一時中止に伴う工期の変更については別途協議する。ただし、請負代金額の変更は行わない。

なお、一時中止に伴う請負代金額の変更については別途協議する。ただし、工期の変更は行わない。

なお、一時中止に伴う工期及び請負代金額の変更は行わない。

記

再開の時期 平成〇〇年〇〇月〇〇日

再開箇所（※）

※ 工事の施工を全部中止した場合で一部の施工を再開する時は、再開箇所欄を記載すること。

(北陸地整版参考様式)

様式 No.55

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇事務所長 殿

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長 印

工事の再開について（通知）

工事名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった上記工事に係る標記について、別紙のとおり受注者に対して工事の施工を再開する旨通知したので通知する。

注1 工事の施工の全部を中止した場合で一部の施工を再開するときは、その他欄に再開場所を記載すること。

注2 工事の施工中止に伴い、請負代金額の変更又は損害賠償が必要な場合は、その他欄にその旨を記載すること。

(北陸地整版参考様式)

様式 No.56

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長

〇 〇 〇 〇

分任支出負担行為担当官 殿

〇〇〇河川国道事務所長

〇 〇 〇 〇

受 注 者

住 所

氏 名

印

〇〇工事に係る一時中止に伴う請負代金額の変更について

現在施工中の下記工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、工事請負契約書第24条に基づき協議します。

記

1 工 事 名

2 協 議 額 ￥ 〇〇〇

3 添付資料 基本計画書（費用明細書）写し

注1 基本計画書（承諾印）の写し、費用明細書等の写しを添付する。

注2 基本計画書に基づき、実施された場合であっても、全額精算されない場合がある。

(北陸地整版参考様式)

様式 No.57

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受 注 者 殿

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長

〇 〇 〇 〇

分任支出負担行為担当官

〇〇〇河川国道事務所長

〇 〇 〇 〇 印

〇〇工事に係る請負代金額の変更について（協議）

貴社より平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出された〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額変更については、当局において精査した結果、下記のとおりその金額を算定したので工事請負契約書第24条に基づき協議します。

なお、この金額に異存がない場合には、承諾書を提出願います。

記

1 工事名

2 協議額 ￥ 〇〇〇

3 貴社要求金額 ￥ 〇〇〇

(北陸地整版参考様式)

様式 No.58

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長 氏 名 殿

又は

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局

〇〇〇河川国道事務所長 氏 名 殿

(受 注 者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

〇〇工事に係る請負代金額の変更について（承諾）

工 事 名 〇〇〇〇工事

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のありました上記工事の一時中止に伴う請負代金変更額について、異存ありませんので承諾します。

■工事一時中止に係るガイドライン(案)事例集

○本ガイドライン(案)の理解を助けるため、工事施工対策部会の構成機関である発注者と受注者において工事の一時中止事例を持ち寄り、「工事一時中止に係るガイドライン(案)事例集」を作成

○北陸地方において、実際に発注された工事の「増加費用が計上された事例」及び「増加費用が計上されなかった事例」を収集し、計45事例を掲載

- ・増加費用が計上された事例：25例
- ・増加費用が計上されなかった事例：20例

○平成23年3月より北陸地方整備局HPに掲載

URL：<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html>